

第2回定例町議会において、平成22年度の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は口蹄疫対策費、標茶中茶安別線道路改良事業、社会資本整備総合交付金事業、教育用コンピュータ導入事業などで、2億1,743万4千円を追加し、予算額は107億8,343万4千円となりました。そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

# 補正予算

## 平成22年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円)

会計別	補正前予算額 (A)	6月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+(B)	
一般会計	10,566,000	217,434	10,783,434	
特別会計	国民健康保険事業 事業勘定	1,261,155	△ 3,287	1,257,868
	下水道事業	732,000		732,000
	老人保健	1,113		1,113
	介護保険事業	1,244,243		1,244,243
	後期高齢者医療	95,238		95,238
合計	13,899,749	214,147	14,113,896	

区分	主な補正予算	事業費	内 容
総務費	コミュニティ助成事業	2,500	補助金
	標津線代替輸送連絡調整協議会負担金	2,751	
民生費	国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金	51,000	
衛生費	別寒辺牛川、ホマカイ川流域環境保全協議会助成金	2,000	
	墓地整備事業	1,878	磯分内墓地
農林水産業費	家畜自衛防疫対策連絡協議会負担金	5,000	口蹄疫対策
	新規就農者支援事業	1,777	
	ふるさと農道緊急整備事業	3,000	阿歴内5線
土木費	社会資本整備総合交付金事業	19,030	虹別斜線防雪さく設置
	標茶中茶安別線道路改良事業	46,593	
	風雲橋解体調査設計委託料	20,000	
教育費	小学校教育用コンピュータ導入事業	31,800	
	中学校教育用コンピュータ導入事業	18,300	
	外国青年招致事業	3,788	
	生涯学習充実強化事業	1,250	陶芸釜購入他
	公民館備品整備事業	1,520	

## 「在住功労表彰」をご存知ですか？

標茶町表彰条例に基づき、11月3日に標茶町総合表彰式を開催し、「在住功労表彰」を行います。

70歳以上で、成人してから通算50年以上本町に在住され、本町の発展に尽くされた方が表彰されます。

本町では、表彰対象者の名簿を作成し、登載漏れのないよう努めています。次に該当する方や知っている方がいましたら左記に連絡をお願いします。

○70歳以上で、成人してから通算50年以上本町に住んでいてまだ表彰を受けていない方

○今年の11月3日までに70歳になり、すでに通算50年以上本町に住んでいて町から表彰推薦のお知らせ（はがき）が届いていない方

今までに免許や家の取得など、あらゆる事情で住民票を他の市町村に移されたことのある方は、在住年数が実際より短く登録されている可能性があります。その間、実際本町に住んでいれば在住年数として数えますので、お心当たりのある方は、7月16日(金)までに左記へ連絡してください。

■問い合わせ／役場総務課庶務係（2階）番窓口 ☎4851-2111 内線212

# 国民健康保険税率を据え置きます

(課税限度額以外の税率)

■問い合わせ／国民健康保険制度は…役場住民課年金保険係（1階④番窓口☎485-2111内線128）  
国民健康保険税は…役場税務課税務係（1階⑦番窓口☎485-2111内線152）

税率は、予想される医療費からその年度の保険税の総額を割り出し、その保険税を確保するための税率を算定していますが、平成22年度におきましても景気の低迷などを考慮し、また加入者の所得状況が厳しいことから課税限度額以外の税率を据え置き、経済対策として不足分を一般会計から支援することになりました。

## ●国民健康保険の財政の仕組み

保険税は、相互扶助の精神に基づいて被保険者（国民健康保険に加入されている方）の疾病、負傷、出産、死亡に関する給付を行うことを目的とし、原則市町村が行っています。

これら給付の費用を賄うために、必要な財源をどこに求め、どのようにこれを調達すべきかを、国や道・町・被保険者（表1の□の部分）などで費用を分担しています。

おおまかな費用の負担割合は、左の表（表1）のとおりとなっています。この表は、医療給付費に係る一般の方について示したものです。

(表1)

		収入（財源）	
		50%	50%
支出 (医療費)	70%	国民健康保険税	国からの負担金 国や道からの交付金
		一般会計からの繰入金	
		65歳以上74歳未満の方の費用を調整する交付金	
	30%	高額療養費 患者さんが病院の窓口で支払う一部負担金	

## ●課税限度額が改正されました

今回の改正は、地方税法の改正によるものです。市町村における国民健康保険税（以下「保険税」といいます）は、地方税法中で課税限度額が決められており、その限度額の改正により、医療給付費分（医療分）の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金分（後期分）の課税限度額が12万円から13万円に変更（表2の□の部分）となります。介護納付金分（介護分）の課税限度額には変更ありません。

(表2)

区分	税率など	摘要
医療分	所得割	3.4% 各世帯の収入に応じて
	資産割	22% 各世帯の土地・家屋に応じて
	均等割	21,000円 各世帯の加入者数に応じて
	平等割	25,000円 一世帯につき
	課税限度額	500,000円
後期分	所得割	2.3% 各世帯の収入に応じて
	均等割	8,500円 各世帯の加入者数に応じて
	平等割	9,000円 一世帯につき
	課税限度額	130,000円
介護分	所得割	2.2% 加入者の収入に応じて
	均等割	10,000円 各世帯の加入者数に応じて (40歳以上65歳未満)
	平等割	11,000円 一世帯につき
	課税限度額	100,000円

## ●新たな軽減措置

「倒産・解雇などによる離職」や「雇止めなどによる離職」をされた方は、平成22年4月から保険税が軽減されます。この軽減を受けるには申請が必要となり、その際に「雇用保険受給資格者証」の提示が必要となります。

■対象となる方／離職日の翌年度末までの期間において、

- ①雇用保険の特定受給資格者（倒産や解雇などにより離職された方）
- ②雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどにより離職された方）として、失業等給付を受ける方

■離職の時期／平成21年3月31日以降に離職された方は、平成22年度の保険税が軽減されます。ただし、平成21年度の保険税は軽減対象とはなりません。

■軽減額／所得割の基礎となります前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

■軽減期間／離職の翌日から翌年度末までの期間です。ただし、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

なお、雇用保険の失業等給付受ける期間とは異なりますのでご注意ください。